

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成18年3月8日

議会事務局

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1. 会議日時

平成18年3月8日(水) 午前9時30分 開会
午前9時35分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	柴田繁勝	副委員長	藤浦雅彦	委員	森西 正
委員	安藤 薫	委員	上村高義	委員	嶋野浩一朗
議長	三好義治	副議長	本保加津枝		

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

助 役 小野吉孝 総務部長 奥村良夫

1. 出席した議会事務局職員

事務局長	岸本文夫	同局次長	野杵雄三	同局次長代理	上 清隆
同局主幹	日垣智之	同局書記	湯原正治		

1. 案件

- ・追加議案の議事日程、扱いについて

(午前9時30分 開会)

○柴田委員長 おはようございます。

今日は、本会議の時間前に議会運営委員会を開催させていただき、大変ご苦労さまです。

それでは、ただ今から議会運営委員会を開会します。

まず、理事者からあいさつを受けます。

小野助役。

○小野助役 おはようございます。

年度末、そして第1回定例会の会期中のなか、議会運営委員会を開催賜りまして、ありがとうございます。

今回、国の方から政令の公布がありましたので、追加議案として、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例を提出させていただきたく存じております。

案件の概要につきましては、総務部長の方から説明をいたしますので、よろしくお取り計らいの程お願い申し上げます。

○柴田委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、安藤委員を指名します。

それでは、追加議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○奥村総務部長 それでは、追加議案の議案第37号、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

被保険者区分の改定内容、保険料改定に伴う激変緩和措置の根拠となる介護保険法施行令の規定内容が不明であったため、政令の公布を待っておりました。

今回、3月1日に公布されましたので、追加議案として提案させていただくものでございます。

今回、改正いたしますのは、第4条の保険料率の改定でございます。平成18年度から平成20年度までの保険料率を

定め、保険料の区分を5段階から7段階に介護保険料を改定いたします。

次に、保険料基準額、39,360円を52,200円に改め、新たに所得区分、200万円、400万円を設定いたしました。

また、保険料改定に伴う激変緩和措置として附則で保険料率の特例措置を講じております。

なお、施行期日は平成18年4月1日からとしております。

以上、提案説明をさせていただきました。

また、追加議案として予定しておりました、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、組合との最終妥結にいたっておりませんので、いまだ成案にはいたっておりません。現在、次回の議会運営委員会に提案できますよう鋭意努力しておりますので、その節には、よろしくお願い申し上げます。

○柴田委員長 説明が終わりました。

この際、質疑があれば、お受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 質疑がないようですので、理事者のみなさんは、退席していただいて結構です。

追加議案の議事日程、扱い等について協議を行います。

事務局から説明をお願いします。

上代理。

○上事務局次長代理 それでは、追加議案の提出に伴う議事日程等の変更についてご説明いたします。

まず、3月8日の日程1につきましては、変更はございません。

日程2として、3月6日に提出されました追加議案第37号を上程し、提案理

由の説明、質疑の後、所管の民生常任委員会に付託となります。

以下の日程は、順次繰り下げるもので、日程3が、請願第1号、日程4が、代表質問でございます。

次のページをご覧ください。

3月30日につきましては、日程2の下から2行目に、追加議案の議案第37号を加えておりました、この32件について、委員長報告、採決となります。

次に、議案付託表の変更につきましては、民生常任委員会の付託案件の最後に議案第37号を追加するもので、その他の委員会で審査いただく案件には変更はございません。

以上が、議事日程、議案付託表についての変更分でございます。

なお、議事日程、議案付託表につきましては、本日の本会議開会までに議場配付させていただきます。よろしくお願いいたします。

○柴田委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりで、みなさん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 それでは、そのように決定します。

以上で、本委員会を閉会します。

(午前9時35分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 柴田 繁勝

議会運営委員 安藤 薫